

石動小学校いじめ防止対策基本方針

(令和6年4月改訂)

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。

本校では、「いじめは卑怯な行為である」、「いじめは絶対に許されない」、「いじめはどの子供にも起こりうる」との強い認識をもち、「いじめ防止対策基本方針」に基づき、学校全体でいじめ防止策（未然防止・早期発見・早期解決等）を取り組み、いじめ根絶を目指す。

2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。
いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号第2条）

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた子供の立場に立つことが必要である。その子供の感じる苦痛を手がかりとして発見と対応に努める。具体的ないじめの態様としては、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・ぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたりなどする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。など

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方と取組

① いじめの未然防止

全ての子供を対象に学校全体でいじめの未然防止に取り組む。

- ・全職員は、子供との信頼関係の構築、子供同士の人間関係づくりに努める。
- ・担任は、一人一人のよさを認めながら、集団学習の規律（石っ子の約束等）が身に付くよう支援し、子供が安心して学べる学級づくりに努める。
- ・どの子も「できた」「分かった」と実感できる授業づくりに向けて研鑽する。（授業を開き、改善点の指導助言を受ける。年1回以上）
- ・自他を尊重する心を育むための道徳科の授業（生命尊重・友情・思いやり等）と学級活動を実践する。（年1回以上）
- ・子供がすぐにSOSを発信したり、安心して周りの大人に相談したりできるようするための学習や職員研修を実施する。
(子供が自身の生命と人権を護るために学習、教職員を対象とした人権教育研修等)
- ・子供自身が、自分の言動を見直すことができるよう、「石っ子の振り返り」（隔月）やソーシャルスキル・トレーニングを実施する。
- ・自己有用感を感じることのできる活動を充実させる。（児童会やクラブ活動、学級会等）
- ・情報モラル教育を推進し、子供がインターネットを通じて行われるいじめの現状と対策について学ぶ機会をつくる。

② いじめの早期発見

些細な兆候であっても、いじめではないかと疑い、いじめの早期発見に努める。子供の感じる苦痛等の被害性に着目して判断する。

- ・登校時、授業中、休み時間等、あらゆる活動を通して、子供と触れ合いながら些細な兆候を見逃さないように努め、兆候が見られた場合は担任や学年主任等にすぐ伝える。
- ・相談カード（隔月）やQ-U検査（年2回）、それを基にした教育相談を実施する。
- ・教育相談の時期に全保護者を対象にしたいじめアンケート（6、11月の年2回）を行い、家庭と連携していじめの早期発見、対応に努める。（アンケートは6年間保管）
- ・学校外の相談機関の周知等、子供がいつでもSOSを発信できるようにする。
- ・隔週で「みまもりタイム」を実施し、全教員で気になる子供についての情報交換を行う。
- ・生徒指導日誌を毎日回覧し、気になる子供についてその日の内に情報を共有する。
- ・対応が必要と思われる子供について関係教員で共通理解を図り、対応を検討する。（生徒指導検討委員会、いじめ防止対策推進会議等）
- ・S CやSSW、子どもと親の相談員、スタディ・メイト等と連絡を密にし、いじめの兆候となる行為を早期に見付ける。スタディ・メイト、子どもと親の相談員と、週1回の連絡会をもち、情報を共有する。
- ・対応が必要な子供が在籍する学級にスタディ・メイト等を配置し、複数の目で子供を見守る体制を整える。
- ・子供が安心感のもてる校内教育環境を整備する。（危険箇所の点検、子供の様子がいつでも見える配置の工夫等）

③ いじめへの対応

いじめを確認した場合、直ちに、いじめを受けた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保し、いじめたとされる子供に対しては、事情を確認した上で適切に指導する。組織的に複数の教員で対応する。いじめを受けた子供や保護者の気持ち、いじめた子供の気付きや内省の程度、段階を見極め、十分配慮して対応する。

○ 正確に事実を聴き取る。

- ・聴き取りは教員が手分けし、時間を空けずに個別に事実確認をする。
- ・聴き取りは2人以上で行い、1人は記録をする。「いつ、どこで、だれと、どのように」を明確にして、事実を客観的に記録する。
- ・内容の擦り合わせを行う。場合によっては再度の聴き取りを行う。
- ・必要に応じて、全校や学年のアンケートを行う。

○ 市教育委員会へ報告する。

- ・いじめが発生した場合、市教育委員会に報告する。PTA会長にも連絡する。

○ 保護者に連絡する。

- ・いじめを受けた子供といじめた子供の保護者に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携について話し合う。

○ いじめの再発防止の取組を迅速かつ丁寧に実施する。

- ・校内関係者による会議を実施し、対応について全教職員と共有する。
(いじめ対策防止推進会議、臨時職員会議、終礼 等)

- ・いじめを受けた子供の心をケアし、学校と家庭をつなぐ教職員を配置する。
- ・いじめを受けた子供、いじめた子供、それぞれの保護者と連携して対応する。
- ・いじめが解決した後も継続的観察と定期的なカウンセリングを行う。
- ・アンケート等を活用し、学級集団の中での意識調査を継続して行う。

④ 関係機関との連携

- いじめた子供等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果をあげることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、法務局等）との適切な連携を図る。
 - ・子供の生命、身体または財産に重大な被害が生じるような場合や、子供の人権に著しい侵害が認められる場合は、市教育委員会に相談し、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。
 - ・S C、S S W、警察、児童相談所等との適切な連携を図るため、平素から関係機関と情報交換を行う。
 - ・子供の育ちを長い目で見守り継続した支援を行うため、保園小、小中の連携を密にする。

⑤ いじめの解消

- いじめの解消とは、次の2つの要件が満たされている必要がある。「解消している状態」に至った場合でも、再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、日常的に注意深く観察する。
 - ・いじめを受けた子供に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が少なくとも3か月継続していること。
 - ・いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子供がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。（いじめを受けた子供本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。）

4 重大事態への対処

いじめにより、生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるときについては、「小矢都市いじめ防止基本方針」の「第3」に準じ、対処する。

重大な被害とは、いじめを受けた子供の状況に着目して判断するものとし、具体的には次のケースが想定される。

① 生命心身財産重大事態

- ・心身に重大な被害を負った場合

② 不登校重大事態

- ・欠席日数が年間30日以上の場合
- ・一定期間、連續して欠席している場合

②についての対応（3-③の上に下記の対応を講じる。）

- ・いじめを受けた子供の安全を確保する。
- ・心理、福祉等に関する専門的な知識を有する方の協力を得ながら、子供のケアを行う。
(学校と家庭における子供への支援の在り方の共通理解 等)
- ・いじめを受けた子供、いじめた子供、それぞれの保護者と連携・協力して再発防止に取り組む。
(いじめ問題と再発防止の取組の共通理解、いじめた子供への指導と保護者への助言、保護者同士での面談設定 等)
- ・いじめを受けた子供が安心して学校生活を送るための居場所を確保する。
(子供が安全で安心できる場所の設置、心を寄せる友達との交流時間の設定等)
- ・いじめが起きた学級の担任の補佐、複数の教職員による子供の見守りなど、子供の安心と安全を確保する体制を強化する。
(副担任制、スタディ・メイトの専属配置、市教育委員会等からの臨時的人員配置等)
- ・必要に応じて学級編制（クラス替え）を検討し、複数教員による準備会議を実施する。

5 いじめ問題に取り組むための校内組織

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（法第 22 条）を活用して行う。

① 学校内の組織

・生徒指導検討委員会（学期 1 回）

不登校の子供や家庭環境に問題のある子供について生徒指導部会の提案を受け、情報交換を行う。指導について共通理解を図る。（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、S C 等をもって構成）

・ケース会議（緊急な場合に随時）

生徒指導主事に集約される児童の問題行動（毎日の生徒指導日誌）を基に、問題行動等を有する子供について情報交換を行い、指導経過や今後の指導方針について共通理解を図る。（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、該当学級担任をもって構成）

・いじめ防止対策推進会議（いじめに関する緊急の場合に随時）

いじめを受けた子供やいじめた子供について情報交換を行い、指導の経過や方針について共通理解を図る。全員が集まらなくても実効性をもって行う。（校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、養護教諭、学年主任、当該学級担任、S C 等をもって構成）

② 家庭や地域、関係機関と連携した組織（第三者委員会の設置）

緊急を要する重大事態が発生した場合、緊急生徒指導委員会を開催する。本委員会は、校長・教頭、教務主任、生徒指導主事、P T A 会長・小矢部警察署・主任児童委員・後援会長・S C ・S S W 等をもって構成する。

6 いじめ防止に関わる研修と年間計画

① 研修

- ・いじめ問題の理解と対応についての研修（外部講師招聘）
- ・子供理解と教育相談スキル向上の研修（外部講師招聘）
- ・インターネットを介して行われるいじめの現状と対策について研修（外部講師招聘）

② いじめ防止対策の年間計画

一 学 期	4月	生徒指導方針の共通理解、学級開きの研修（人間関係づくり、学習規律等）
	5月	いじめ対策についての研修
	6月	いじめアンケート（全保護者）、教育相談（全員面接）、Q-U 検査
	7月	保護者会、ネットトラブル防止教室（3 年以上）、S O S の出し方教育
8月		Q-U 検査結果の活用（いじめを生まない学級づくり研修）
二 学 期	9月	
	10月	
	11月	いじめアンケート（保護者）、教育相談（全員面接）
	12月	人権週間における人権意識を高める指導、保護者会
三 学 期	1月	
	2月	教育相談（任意面接）
	3月	1 年間の振り返りと次年度に向けての見直し
そ の 他	相談カード「心のカード」（全員 隔月） 道徳教育（生命尊重・友情・思いやり等）…年間指導計画に従い実施 職員間の情報交換（みまもりタイム）…隔週木曜日 （生徒指導日誌の記載・回覧）…毎日 メルヘンルーム（心の教室）の開放…子どもと親の相談員來訪時 S C 、S S Wとの相談…來訪時に隨時	